

「横浜市パートナーシップ宣誓制度」の宣誓を希望される方へ
致“横浜市伙伴关系宣誓制度”的宣誓申请者

横浜市市民局人権課
横浜市市民局人権課

横浜市では、「横浜市人権施策基本指針」の理念に基づき、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会の実現するため、2019年12月から「パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

横浜市依据“横浜市人权施策基本方针”的理念，为了实现每位市民互相尊重人权、认同多样性、共生共存的社会，于2019年12月起开始了“伙伴关系宣誓制度”。

この制度は、お互いを人生のパートナーとし、共同生活において、相互に責任を持って、協力し合うことを約した性的少数者や事実婚の2人が、その関係を横浜市長に宣誓し、横浜市から「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するものです。

此项制度中，性少数者或事实婚姻的二人互相作为人生伙伴，宣誓在共同生活中互相负起责任、合作配合，向横浜市长宣誓人生伙伴关系，从横浜市领取“伙伴关系宣誓书领取证”。

また、2021年2月より「パートナーシップ宣誓制度の都市間連携協定」を締結した自治体から転入・転出する際の手続きを簡素化しました。連携している自治体については、HPまたは市民局人権課までお問合せください。

并且，从2021年2月开始，对于从签订了“伙伴关系宣誓制度城市间合作协定”的自治体迁出、迁入之时的手续进行了简化。关于已签订合作协定的自治体，请通过网站确认，或向市民局人権課进行咨询。

※ この制度は、民法上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

※ 此项制度与民法上的婚姻不同，并不产生法律上的权利和义务。

1 対象者/适用対象

- ① 成年であること。
 - ② 双方が市民であること。または一方が市民で、他方が市内へ転入予定（3か月以内）であること。
 - ③ 結婚していないこと。
 - ④ 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと。
 - ⑤ 民法に規定する婚姻ができない続柄（近親者など）でないこと。
- ① 已成年。
 - ② 双方均为市民。或者一方是市民，另一方预定（3个月以内）迁入市内。
 - ③ 未结婚。
 - ④ 与宣誓者以外的人无伙伴关系。
 - ⑤ 非民法规定的不可结婚的关系（近亲等）。

2 宣誓方法/宣誓方法

① 宣誓日の予約/宣誓日期的预约

宣誓には予約が必要です。宣誓希望日の原則7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電話またはEメールでご連絡ください。宣誓日時・場所・必要書類等を確認します。

宣誓需要预约。预约宣誓日期原则上请在7天前（周六、周日、节假日、年末年初除外）打电话或者发电子邮件联系。需确认宣誓时间、地点、必需文件等。

予約先：市民局人権課/预约处：市民局人権課

電話/电话：045-671-2718

Eメール/电子邮件：sh-partnership@city.yokohama.jp

② パートナーシップの宣誓/伙伴关系的宣誓

予約日におふたりで市民局人権課に来庁し、宣誓書と必要書類を提出してください。

请两人在预约日到市民局人権課，提交宣誓书和必需文件。

③ 宣誓書受領証等の交付/宣誓书领取证等的交付

提出書類に不備がなければ、「パートナーシップ宣誓書受領証」と希望により「受領証明カード」を交付します。

如果提交的文件齐全，对“伙伴关系宣誓书领取证”申请者交付“领取证明卡”。

3 必要書類/必需資料

【横浜市で宣誓をする時】/【在横浜市宣誓之时】

① 提出書類/提交文件

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民票の写しにマイナンバーの記載は不要）
- ・住民票副本或者住民票記載事項証明書（住民票副本无需带有个人编号）
- ・独身であることを証明する書類（本国が発給した婚姻要件具備証明書等およびその日本語訳）
- ・証明独身的文件（本国出具的具备婚姻条件证明书及其日文翻译）

② 提示書類/出示文件

- ・本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）
- ・本人身份证明（驾驶执照、个人编号卡、在留卡等）

【（都市間連携をしている自治体から横浜市に転入する場合）継続申告手続きをする時】

【（从签订了城市间合作协定的自治体迁入横浜市的情况下）办理延续申告手续之时】

① 提出書類/提交文件

- ・転出元（引越し前）の自治体で交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」等
- ・迁出（搬迁前）的自治体发放的“伙伴关系宣誓书领取证”等

※交付書類の名称は、自治体によって異なります。

※发放文件的名称根据自治体有所不同。

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民票の写しにマイナンバーの記載は不要）
- ・住民票副本或者住民票記載事項証明書（住民票副本无需带有个人编号）

② 提示書類/出示文件

- ・本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）
- ・本人身份证明（驾驶执照、个人编号卡、在留卡等）

4 その他/其他

宣誓に関する事務（予約・宣誓の受付など）はすべて日本語で行います。外国語通訳が必要な場合は、横浜市国際交流協会（YOKE）などへご自身で依頼してください。

宣誓相关事务（预约、宣誓的受理等）全部用日语进行。如果需要外语翻译，请自行委托横浜市国际交流协会（YOKE）等机构进行翻译。